

【参考資料】

令和5年第4回奥州市議会定例会

条例議案 新旧対照表

- | | |
|--------|--|
| 議案第1号 | 奥州市営浄化槽事業に地方公営企業法の規定の全部を適用することに伴う関係条例の整備に関する条例
〔奥州市部設置条例（第1条関係）
奥州市特別会計条例（第2条関係）
奥州市営浄化槽条例（第3条関係）
奥州市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（第4条関係）〕 |
| 議案第2号 | 奥州市印鑑条例の一部を改正する条例 |
| 議案第3号 | 奥州市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第4号 | 奥州市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第5号 | 奥州市国民健康保険税条例の一部を改正する条例 |
| 議案第6号 | 奥州市手数料条例の一部を改正する条例 |
| 議案第7号 | 前沢温泉保養交流館条例の一部を改正する条例 |
| 議案第8号 | 奥州市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例 |
| 議案第9号 | 奥州市水道事業給水条例の一部を改正する条例 |
| 議案第10号 | 奥州市水道事業料金条例の一部を改正する条例 |
| 議案第11号 | 江刺ターミナルプラザ条例の一部を改正する条例 |
| 議案第12号 | 奥州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例 |

奥州市部設置条例新旧対照表（第1条関係）

改正後	現行
<p>(部の分掌事務)</p> <p>第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 上下水道部 個人設置浄化槽その他集合処理生活排水に関する事。</p>	<p>(部の分掌事務)</p> <p>第2条 部の分掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) 上下水道部 浄化槽その他生活排水に関する事。</p>

奥州市特別会計条例新旧対照表（第2条関係）

改正後	現 行
<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、次に掲げる特別会計を設置する。</p> <p><u>(1)～(3)</u> 略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第209条第2項の規定により、事業の円滑な運営とその経理の適正を図るため、次に掲げる特別会計を設置する。</p> <p><u>(1)</u> 奥州市浄化槽事業特別会計</p> <p><u>(2)～(4)</u> 略</p>

奥州市営浄化槽条例新旧対照表（第3条関係）

改正後	現行
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 使用月 浄化槽使用料の徴収の便宜上区分されたおおむね1月の期間（その始期及び終期は、<u>上下水道事業管理者の権限を行う市長</u>（以下「市長」という。）が定める。）をいう。</p> <p>(<u>増嵩経費</u>の徴収)</p> <p>第7条 市長は、浄化槽設置工事に要した費用（以下「事業費」という。）が、前条第1項の規定による基準額を超えるときは、事業費と基準額の差額に相当する額（以下「<u>増嵩経費</u>」という。）を定め、申請者からこれを徴収するものとする。</p> <p>2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の<u>増嵩経費</u>について準用する。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、同項の<u>増嵩経費</u>に係る工事が地震による被害を未然に防ぐために必要があると市長が認めるときは、その必要があると認められる工事に要する<u>増嵩経費</u>は、徴収しない。</p> <p>(排水設備の接続方法等)</p> <p>第10条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次に定めるところによらなければならない。ただし、特にやむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 排水設備を浄化槽に固着させるときは、浄化槽の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所に、<u>市長</u>が定める工事の実施方法により行うこと。</p> <p>(2) 汚水を排除すべき排水管の内径及び<u>勾配</u>は、奥州市下水道条例（平成18年奥州市条例第283号）第11条第3号の規定によること。ただし、浄化槽のマンホール蓋のかさ上げの高さが30センチメートル以上となる場合は、排水管の<u>勾配</u>を100分の1以上とすることができる。</p> <p>(排水設備の工事の実施)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 排水設備は、<u>市長</u>が定める技術上の基準に適合するように浄化槽に接続しなければならない。</p> <p>(徴収の猶予及び減免)</p> <p>第21条 市長は、天災その他特別な理由があると認めるときは、分担金又は<u>増嵩経費</u>の徴収を猶予し、又は減額し、若しくは免除することができる。</p> <p>2 略</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>(5) 使用月 浄化槽使用料の徴収の便宜上区分されたおおむね1月の期間（その始期及び終期は、<u>規則</u>で定める。）をいう。</p> <p>(<u>増こう経費</u>の徴収)</p> <p>第7条 市長は、浄化槽設置工事に要した費用（以下「事業費」という。）が、前条第1項の規定による基準額を超えるときは、事業費と基準額の差額に相当する額（以下「<u>増こう経費</u>」という。）を定め、申請者からこれを徴収するものとする。</p> <p>2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の<u>増こう経費</u>について準用する。</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、同項の<u>増こう経費</u>に係る工事が地震による被害を未然に防ぐために必要があると市長が認めるときは、その必要があると認められる工事に要する<u>増こう経費</u>は、徴収しない。</p> <p>(排水設備の接続方法等)</p> <p>第10条 排水設備の新設、増設又は改築（以下「新設等」という。）を行おうとするときは、次に定めるところによらなければならない。ただし、特にやむを得ない事情があると市長が認めるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 排水設備を浄化槽に固着させるときは、浄化槽の機能を妨げ、又はその施設を損傷するおそれのない箇所に、<u>規則</u>で定める工事の実施方法により行うこと。</p> <p>(2) 汚水を排除すべき排水管の内径及び<u>こう配</u>は、奥州市下水道条例（平成18年奥州市条例第283号）第11条第3号の規定によること。ただし、浄化槽のマンホール蓋のかさ上げの高さが30センチメートル以上となる場合は、排水管の<u>こう配</u>を100分の1以上とすることができる。</p> <p>(排水設備の工事の実施)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 排水設備は、<u>規則</u>で定める技術上の基準に適合するように浄化槽に接続しなければならない。</p> <p>(徴収の猶予及び減免)</p> <p>第21条 市長は、天災その他特別な理由があると認めるときは、分担金又は<u>増こう経費</u>の徴収を猶予し、又は減額し、若しくは免除することができる。</p> <p>2 略</p>

奥州市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例新旧対照表（第4条関係）

改正後	現 行
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）の規定に基づき、水道事業、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、<u>農業集落排水事業及び浄化槽事業</u>（以下「上下水道事業」という。）の設置等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 公衆衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質の保全に資するため、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業、<u>農業集落排水事業及び浄化槽事業</u>（以下「下水道事業」という。）を設置する。</p> <p>(経営の基本)</p> <p>第4条 略</p> <p>2～4 略</p> <p><u>5 浄化槽事業の処理区域は、奥州市営浄化槽条例（平成18年奥州市条例第189号）第3条に規定する処理区域とする。</u></p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第7条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の8第8項</u>の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この条例は、地方公営企業法（昭和27年法律第292号。以下「法」という。）の規定に基づき、水道事業、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業及び<u>農業集落排水事業</u>（以下「上下水道事業」という。）の設置等について必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(設置)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 公衆衛生の向上を図るとともに、公共用水域の水質の保全に資するため、公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業<u>及び農業集落排水事業</u>（以下「下水道事業」という。）を設置する。</p> <p>(経営の基本)</p> <p>第4条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>(議会の同意を要する賠償責任の免除)</p> <p>第7条 法第34条において準用する地方自治法（昭和22年法律第67号）<u>第243条の2の2第8項</u>の規定により上下水道事業の業務に従事する職員の賠償責任の免除について議会の同意を得なければならない場合は、当該賠償責任に係る賠償額が100万円以上である場合とする。</p>

奥州市印鑑条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、被登録者は、<u>個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードであつて電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であつて電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を用いて、自動交付機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された本市以外の者が設置する端末機で、利用者が必要な操作を行うことにより自動的に証明書等を交付する機能を有するものをいう。）により印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</u></p>	<p>(印鑑登録証明書の交付)</p> <p>第13条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、被登録者は、<u>個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。）を用いて、自動交付機（個人を識別できるカードを用いて住民票の写し等の交付を受けることができる端末機で、民間事業者が設置するものをいう。）により印鑑登録証明書の交付を受けることができる。</u></p>

奥州市一般職の職員の給与に関する条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>(初任給調整手当)</p> <p>第8条の2 医療職給料表(1)又は医療職給料表(2)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるものに新たに採用された職員には、月額27万800円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用の日以後規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>2・3 略</p>	<p>(初任給調整手当)</p> <p>第8条の2 医療職給料表(1)の適用を受ける職員の職のうち採用による欠員の補充が困難であると認められる職で規則で定めるものに新たに採用された職員には、月額36万8,800円を超えない範囲内の額を、採用の日から35年以内の期間、採用の日以後規則で定める期間を経過した日から1年を経過するごとにその額を減じて、初任給調整手当として支給する。</p> <p>2・3 略</p>

奥州市職員の特殊勤務手当に関する条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>附 則</p> <p>略</p>	<p>附 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p>1 略</p> <p><u>(新型コロナウイルス感染症に対処するための新型コロナウイルス感染症防疫作業従事職員手当の支給)</u></p> <p>2 職員が、新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）の患者その他規則で定める者が存する病院、宿泊施設等の内部又はこれらに準ずる区域として規則で定めるものにおいて、新型コロナウイルス感染症から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって規則で定めるものに従事したときは、<u>新型コロナウイルス感染症防疫作業従事職員手当を支給する。この場合において、別表の感染症防疫作業従事職員手当は、支給しない。</u></p> <p>3 <u>新型コロナウイルス感染症防疫作業従事職員手当の額は、作業に従事した日1日につき、3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者その他規則で定める者の身体に接触し、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合にあっては、4,000円）とする。</u></p>

奥州市国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に地方税法施行令第56条の89第4項に規定する出産被保険者（以下「<u>出産被保険者</u>」という。）が属する場合における当該納税義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）は、当該所得割額及び被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を減額して得た額とする。</p> <p>(1) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第3条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の出産の予定日（地方税法施行規則第24条の30の5に定める場合には、<u>出産の日</u>。以下同じ。）の属する月（以下「<u>出産予定月</u>」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、<u>3月前</u>）から出産予定月の翌々月までの期間（以下「<u>産前産後期間</u>」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(2) 国民健康保険の出産被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第5条の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(3) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第6条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(4) 国民健康保険の出産被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第7条の2の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(5) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第8条の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(6) 国民健康保険の出産被保険者に係る介護納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額</p> <p>(<u>出産被保険者に係る届出</u>)</p> <p>第24条の3 国民健康保険税の納税義務者は、<u>出産被保険者が世帯に属する場合には、次に掲げる事項を記載した届書を市長に提出しなければならない。</u></p> <p>(1) <u>納税義務者の氏名、住所、生年月日及び個人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をいう。以下同じ。）</u></p>	<p>(国民健康保険税の減額)</p> <p>第23条 略</p> <p>2 略</p>

奥州市国民健康保険税条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>(2) <u>出産被保険者の氏名、住所、生年月日及び個人番号</u></p> <p>(3) <u>出産の予定日</u></p> <p>(4) <u>単胎妊娠又は多胎妊娠の別</u></p> <p>(5) <u>その他市長が必要と認める事項</u></p> <p>2. <u>前項の届書の提出に当たり、当該納税義務者は、次に掲げる書類を添えなければならない。</u></p> <p>(1) <u>出産の予定日を明らかにすることができる書類</u></p> <p>(2) <u>多胎妊娠の場合には、その旨を明らかにすることができる書類</u></p> <p>(3) <u>出産後に前項に規定する届出を行う場合には、出産した被保険者と当該出産に係る子との身分関係を明らかにすることができる書類</u></p> <p>3. <u>第1項の規定による届出は、出産被保険者の出産の予定日の6月前から行うことができる。</u></p> <p>4. <u>第1項の規定にかかわらず、市長が、当該出産被保険者について同項各号に掲げる事項及び第2項各号に掲げる書類において明らかにすべき事項を確認することができる場合は、第1項の規定による届出を省略させることができる。</u></p>	

奥州市手数料条例新旧対照表

改正後			現行		
別表第1 (第2条関係)			別表第1 (第2条関係)		
事務	名称	金額	事務	名称	金額
略	略	略	略	略	略
18の6 低炭素化法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	認定申請1件につき、(1)に定める額(低炭素化法第54条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、(2)に定める額を加算した額) (1) 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項及び次項において同じ。)又は人の居住の用に供する部分を有する建築物(一戸建ての住宅及び共同住宅等(共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項及び次項において同じ。)を除く。以下この項及び次項において「住宅・非住宅複合建築物」という。)(一戸建てであるものに限る。)の住戸(当該住宅又は住戸のエネルギー消費性能(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下この項、18の8の項、18の9の項及び18の11の項から18の13の項までにおいて「建築物省エネ法」という。)第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能をいう。以下この項から18の13の項までにおいて同じ。)が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項から18の13の項までにおいて「省令」という。)第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。) (7)～(7) 略	18の6 低炭素化法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	認定申請1件につき、(1)に定める額(低炭素化法第54条第2項の規定により建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出る場合にあっては、(2)に定める額を加算した額) (1) 次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定める額 ア 一戸建ての住宅(人の居住の用以外の用に供する部分を有しないものに限る。以下この項及び次項において同じ。)又は人の居住の用に供する部分を有する建築物(一戸建ての住宅及び共同住宅等(共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項及び次項において同じ。)を除く。以下この項及び次項において「住宅・非住宅複合建築物」という。)(一戸建てであるものに限る。)の住戸(当該住宅又は住戸のエネルギー消費性能(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。以下この項、18の8の項、18の9の項及び18の11の項から18の13の項までにおいて「建築物省エネ法」という。)第2条第1項第2号に規定するエネルギー消費性能をいう。以下この項から18の13の項までにおいて同じ。)が建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この項から18の13の項までにおいて「省令」という。)第10条第2号イ(1)及びロ(1)に定める基準に適合するものとしてされた認定申請に係るものに限る。) (7)～(7) 略

奥州市手数料条例新旧対照表

改正後			現行		
		イ～キ 略 (2) 略			イ～キ 略 (2) 略
略	略	略	略	略	略
18の8 建築物省エネ法第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画(建築物省エネ法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。以下この項から18の10の項までにおいて同じ。)に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	(1) 特定建築物(建築物省エネ法第11条第1項に規定する特定建築物をいう。以下この項から18の10の項までにおいて同じ。)の非住宅部分(同条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この項から18の13の項までにおいて同じ。)のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画 ア 特定建築物の非住宅部分の床面積(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令(平成28年政令第8号)第4条第1項に規定する床面積をいう。以下この項から18の10の項までにおいて同じ。)(増築又は改築の場合にあつては、当該増築又は改築に係る非住宅部分の床面積に限る。以下この項から18の10の項までにおいて同じ。)の合計が1,000平方メートル以内の場合 31万5,000円 イ 略 (2) 略	18の8 建築物省エネ法第12条第1項又は第13条第2項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画(建築物省エネ法第12条第1項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画をいう。以下この項から18の10の項までにおいて同じ。)に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	建築物エネルギー消費性能確保計画に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	(1) 特定建築物(建築物省エネ法第11条第1項に規定する特定建築物をいう。以下この項から18の10の項までにおいて同じ。)の非住宅部分(同条第1項に規定する非住宅部分をいう。以下この項から18の13の項までにおいて同じ。)のエネルギー消費性能が省令第1条第1項第1号イに定める基準に適合するものとして提出され、又は通知された建築物エネルギー消費性能確保計画 ア 特定建築物の非住宅部分の床面積(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行令(平成28年政令第8号)第4条第1項に規定する床面積をいう。以下この項から18の10の項までにおいて同じ。)(増築又は改築の場合にあつては、当該増築又は改築に係る非住宅部分の床面積に限る。以下この項から18の10の項までにおいて同じ。)の合計が1,000平方メートル以内の場合 31万5,000円 イ 略 (2) 略
略	略	略	略	略	略
18の10 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付	建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更証明書交付手数料	(1)・(2) 略	18の10 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第11条の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の軽微な変更に関する証明書の交付	建築物エネルギー消費性能確保計画軽微変更証明書交付手数料	(1)・(2) 略
略	略	略	略	略	略
22 住民基本台帳法第12条第1項、第12条の2第1項又は第12条の3第1項若しくは第2項の規定に基づく住民票の写し又は住民票記載事項証明書の交付	住民票等の交付手数料	個人番号カード(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カードであつて電子署名等に係る地方公共団体情報シ	22 住民基本台帳法第12条第1項、第12条の2第1項又は第12条の3第1項若しくは第2項の規定に基づく住民票の写し又は住民票記載事項証明書の交付	住民票等の交付手数料	自動交付機(個人を識別できるカードを用いて住民票の写し等の交付を受けることができる端末機で民間事業者が設置するものをいう。以下同じ。)による住民票の写しの交付

奥州市手数料条例新旧対照表

改正後			現行		
		<p>テム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第22条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）又は移動端末設備（電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備であつて電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。）を利用した自動交付機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された本市以外の者が設置する端末機で、利用者が必要な操作を行うことにより自動的に証明書等を交付する機能を有するものをいう。）による交付（26の項及び33の項において「自動交付機による交付」という。）</p> <p>1通につき 200円</p> <p>上記以外による交付</p> <p>1通につき 300円</p>			<p>1通につき 200円</p> <p>上記以外による交付</p> <p>1通につき 300円</p>
略	略	略	略	略	略

備考

1・2 略

別表第4（第2条関係）

事務	名称	金額
略	略	略
30 高圧ガス保安法施行令（平成9年政令第20号）第18条第2項第3号の規定に基づく高圧ガス保安法第44条第1項に規定する容器検査又は同令第18条第2項第4号の規定に基づく同法第49条第1項に規定する容器再検査	容器検査又は容器再検査手数料	(1)～(4) 略
略	略	略
51 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項の規定に基づく同法第36条第1項の	貯蔵施設等設置許可に係る完成検	3万1,000円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法第20条第1項若しくは第3項又は第39条の22第1項の規定に基づき完成検査

備考

1・2 略

別表第4（第2条関係）

事務	名称	金額
略	略	略
30 高圧ガス保安法施行令第18条第2項第3号の規定に基づく高圧ガス保安法第44条第1項に規定する容器検査又は同令第18条第2項第4号の規定に基づく同法第49条第1項に規定する容器再検査	容器検査又は容器再検査手数料	(1)～(4) 略
略	略	略
51 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律第37条の3第1項の規定に基づく同法第36条第1項の	貯蔵施設等設置許可に係る完成検	3万1,000円に貯蔵施設又は特定供給設備（高圧ガス保安法第20条第1項又は第3項の規定に基づき完成検査を受け、又は自ら行い、同法

奥州市手数料条例新旧対照表

改正後			現行		
許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	査手数料	を受け、又は自ら行い、同法第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下この項及び52の項において「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額	許可に係る貯蔵施設又は特定供給設備の完成検査	査手数料	第8条第1号の技術上の基準に適合していると認められた液化石油ガスに係る施設（以下この項及び52の項において「完成検査合格施設」という。）であるものを除く。）の数を乗じて得た額と5,800円に完成検査合格施設である貯蔵施設又は特定供給設備の数を乗じて得た額との合計額
略	略	略	略	略	略

前沢温泉保養交流館条例新旧対照表

改正後			現行						
別表第1（第8条、第9条関係）			別表第1（第8条、第9条関係）						
使用時間	普通使用料		普通使用料			普通使用料			
	大人（中学生以上）	小人（小学生）	大人		小人				
3時間以下の場合	800円	400円	個人	20人以上の 団体（1人に つき）	回数券（12回 につき）	個人	20人以上の 団体（1人に つき）	回数券（12回 につき）	
3時間を超える場合	1,000円	500円	3時間以下 の場合	600円	550円	6,000円	300円	250円	3,000円
			3時間を超 える場合	900円	800円	9,000円	450円	400円	4,500円
			バスタオル 使用料	1枚につき 100円					
備考			備考						
<p>1 次に掲げる者の普通使用料は、この表の規定にかかわらず、使用時間3時間以下の場合に限り、大人1人につき600円とし、小人1人につき300円とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 都道府県知事（地方自治法第252条の19第1項の指定都市にあっては、市長）の発行する知的障害者療育手帳の交付を受けている者</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>2 就学前の乳幼児に係る普通使用料は、無料とする。</p> <p>3 3時間以下の使用時間として許可を受けた者が、その時間を超えて交流館を使用しようとするときは、大人1人につき200円を、小人1人につき100円を支払うものとする。</p> <p>4・5 略</p>			<p>1 年末年始（12月29日から翌年の1月3日までの日）以外の日の午後6時30分以降に使用する場合の普通使用料は、この表の規定にかかわらず、バスタオル使用料を除き大人1人につき450円とし、小人1人につき200円とする。</p> <p>2 次に掲げる者（以下「減額対象者」という。）の普通使用料は、この表の規定にかかわらず、使用時間3時間以下の場合に限り、バスタオル使用料を除き、大人1人につき450円とし、小人1人につき200円とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 都道府県知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の19第1項の指定都市にあっては、市長）の発行する知的障害者療育手帳の交付を受けている者</p> <p>(3)～(5) 略</p> <p>3 「大人」とは中学校生徒以上の者を、「小人」とは小学校児童をいう。</p> <p>4 就学前の乳幼児に係る普通使用料は、バスタオル使用料を除き無料とする。</p> <p>5 3時間以下の使用時間として許可を受けた者が、その時間を超えて交流館を使用しようとするときは、次の各号に掲げるあらかじめ納付した普通使用料の区分に応じ、当該各号に掲げる額を支払うものとする。</p> <p>(1) 個人としての普通使用料（回数券を利用した場合を含む。） 1人につき300円（小人にあっては、150円）</p> <p>(2) 20人以上の団体としての普通使用料 1人につき250円（小人にあっては、150円）。ただし、3時間を超えて使用しようとする者が20人未満である場合は、300円（小人にあっては、150円）とする。</p> <p>(3) 減額対象者の普通使用料 1人につき300円（小人にあっては、150円）</p> <p>6・7 略</p>						

奥州市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例新旧対照表

改正後		現行	
(経営の基本)		(経営の基本)	
第4条 略		第4条 略	
2 水道事業の給水区域、給水人口及び1日最大給水量は、次のとおりとする。		2 水道事業の給水区域、給水人口及び1日最大給水量は、次のとおりとする。	
給水区域	本市の区域（一部の区域を除く。）並びに西磐井郡平泉町平泉字瀬原及び字森下の各一部の区域	給水区域	本市の区域（一部の区域を除く。）並びに西磐井郡平泉町平泉字瀬原及び字森下の各一部の区域
給水人口	103,400人	給水人口	111,200人
1日最大給水量	40,900立方メートル	1日最大給水量	46,300立方メートル
3・4 略		3・4 略	

奥州市水道事業給水条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 水道料金、<u>分岐負担金</u>、手数料等（第25条）</p> <p>第5章～第7章 略</p> <p>附則</p> <p>（給水装置の新設等の申込み）</p> <p>第4条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去（以下これらを「給水装置工事」という。）をしようとする者は、あらかじめ、市長に申し込み、その承認を受けなければならない。ただし、法第16条の2第3項ただし書に規定する<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は市長が別に定める基準に該当するときは、この限りでない。</p> <p>2 前項に規定する申込みに当たり市長が必要と認めるときは、利害関係人の同意書等又は民法（明治29年法律第89号）第213条の2第3項の通知をした旨の誓約書の提出を求めることができる。</p> <p>（メーターの貸与）</p> <p>第20条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 水道使用者等は、前項の管理義務を怠ったためメーターを亡失し、又は<u>毀損した</u>場合は、市長に届け出るとともにその損害額を弁償しなければならない。</p> <p>第4章 水道料金、<u>分岐負担金</u>、手数料等</p> <p>第25条 水道料金、<u>分岐負担金</u>、手数料その他給水等において使用者が納入すべきものに関し必要な事項は、奥州市水道事業料金条例（平成18年奥州市条例第301号。以下「料金条例」という。）の定めによる。</p> <p>（給水装置の基準違反に対する措置）</p> <p>第27条 略</p> <p>2 市長は、法第16条の2第3項の規定に基づき、水の供給を受ける者の給水装置が市長又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事によるものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、同項ただし書に規定する<u>国土交通省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>3 略</p>	<p>目次</p> <p>第1章～第3章 略</p> <p>第4章 水道料金、手数料等（第25条）</p> <p>第5章～第7章 略</p> <p>附則</p> <p>（給水装置の新設等の申込み）</p> <p>第4条 給水装置の新設、改造、修繕又は撤去（以下これらを「給水装置工事」という。）をしようとする者は、あらかじめ、市長に申し込み、その承認を受けなければならない。ただし、法第16条の2第3項ただし書に規定する<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は市長が別に定める基準に該当するときは、この限りでない。</p> <p>2 前項に規定する申込みに当たり市長が必要と認めるときは、利害関係人の同意書等の提出を求めることができる。</p> <p>（メーターの貸与）</p> <p>第20条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 水道使用者等は、前項の管理義務を怠ったためメーターを亡失し、又は<u>き損した</u>場合は、市長に届け出るとともにその損害額を弁償しなければならない。</p> <p>第4章 水道料金、<u>手数料等</u></p> <p><u>（水道料金、手数料等）</u></p> <p>第25条 水道料金、手数料その他給水等において使用者が納入すべきものに関し必要な事項は、奥州市水道事業料金条例（平成18年奥州市条例第301号。以下「料金条例」という。）の定めによる。</p> <p>（給水装置の基準違反に対する措置）</p> <p>第27条 略</p> <p>2 市長は、法第16条の2第3項の規定に基づき、水の供給を受ける者の給水装置が市長又は指定給水装置工事事業者の施行した給水装置工事によるものでないときは、その者の給水契約の申込みを拒み、又はその者に対する給水を停止することができる。ただし、同項ただし書に規定する<u>厚生労働省令</u>で定める給水装置の軽微な変更であるとき、又は当該給水装置の構造及び材質がその基準に適合していることを確認したときは、この限りでない。</p> <p>3 略</p>

奥州市水道事業料金条例新旧対照表

改正後	現 行																																																																																										
<p>(料金)</p> <p>第4条 料金は、第1号の基本料金及び第2号の従量料金を合算した額に消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）第2章第3節に規定する地方消費税の額に相当する額（以下「消費税等相当額」という。）を加算した額とする。ただし、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 基本料金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>メーターの口径</th> <th>基本料金の額（1月につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13ミリメートル</td><td>1,000円</td></tr> <tr><td>20ミリメートル</td><td>1,050円</td></tr> <tr><td>25ミリメートル</td><td>1,350円</td></tr> <tr><td>30ミリメートル</td><td>2,300円</td></tr> <tr><td>40ミリメートル</td><td>3,400円</td></tr> <tr><td>50ミリメートル</td><td>6,300円</td></tr> <tr><td>75ミリメートル</td><td>12,100円</td></tr> <tr><td>100ミリメートル</td><td>22,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 従量料金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途区分</th> <th>給水量</th> <th>従量料金の額（1立方メートルにつき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">一般用</td> <td>10立方メートル以下の分</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>10立方メートルを超え20立方メートル以下の分</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>20立方メートルを超え30立方メートル以下の分</td> <td>230円</td> </tr> <tr> <td>30立方メートルを超え50立方メートル以下の分</td> <td>250円</td> </tr> <tr> <td>50立方メートルを超える分</td> <td>260円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">浴場営業用</td> <td>300立方メートル以下の分</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>300立方メートルを超える分</td> <td>200円</td> </tr> <tr> <td>臨時用</td> <td></td> <td>320円</td> </tr> </tbody> </table> <p>(分岐負担金)</p> <p>第12条 分岐負担金は、給水管の分岐又は増径（既設の給水管の分岐口径の増大を伴うものをいう。以下同じ。）を行う者から徴収する。</p> <p>2 分岐負担金は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額に消費税等相当額を加算した額とする。ただし、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 分岐の場合 給水管の分岐口径に応じ、次の表に定める額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>給水管の分岐口径</th> <th>分岐負担金</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>20ミリメートル以下</td><td>39,091円</td></tr> <tr><td>25ミリメートル</td><td>66,364円</td></tr> <tr><td>30ミリメートル</td><td>105,455円</td></tr> <tr><td>40ミリメートル</td><td>219,091円</td></tr> </tbody> </table>	メーターの口径	基本料金の額（1月につき）	13ミリメートル	1,000円	20ミリメートル	1,050円	25ミリメートル	1,350円	30ミリメートル	2,300円	40ミリメートル	3,400円	50ミリメートル	6,300円	75ミリメートル	12,100円	100ミリメートル	22,000円	用途区分	給水量	従量料金の額（1立方メートルにつき）	一般用	10立方メートル以下の分	100円	10立方メートルを超え20立方メートル以下の分	200円	20立方メートルを超え30立方メートル以下の分	230円	30立方メートルを超え50立方メートル以下の分	250円	50立方メートルを超える分	260円	浴場営業用	300立方メートル以下の分	100円	300立方メートルを超える分	200円	臨時用		320円	給水管の分岐口径	分岐負担金	20ミリメートル以下	39,091円	25ミリメートル	66,364円	30ミリメートル	105,455円	40ミリメートル	219,091円	<p>(料金)</p> <p>第4条 料金は、第1号の基本料金及び第2号の従量料金を合算した額に消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）第2章第3節に規定する地方消費税の額に相当する額（以下「消費税等相当額」という。）を加算した額とする。ただし、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。</p> <p>(1) 基本料金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>メーターの口径</th> <th>基本料金の額（1月につき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>13ミリメートル</td><td>850円</td></tr> <tr><td>20ミリメートル</td><td>900円</td></tr> <tr><td>25ミリメートル</td><td>1,100円</td></tr> <tr><td>30ミリメートル</td><td>1,700円</td></tr> <tr><td>40ミリメートル</td><td>2,700円</td></tr> <tr><td>50ミリメートル</td><td>5,300円</td></tr> <tr><td>75ミリメートル</td><td>10,600円</td></tr> <tr><td>100ミリメートル</td><td>18,000円</td></tr> </tbody> </table> <p>(2) 従量料金</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>用途区分</th> <th>給水量</th> <th>従量料金の額（1立方メートルにつき）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">一般用</td> <td>10立方メートル以下の分</td> <td>95円</td> </tr> <tr> <td>10立方メートルを超え20立方メートル以下の分</td> <td>180円</td> </tr> <tr> <td>20立方メートルを超え30立方メートル以下の分</td> <td>205円</td> </tr> <tr> <td>30立方メートルを超え50立方メートル以下の分</td> <td>220円</td> </tr> <tr> <td>50立方メートルを超える分</td> <td>235円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">浴場営業用</td> <td>300立方メートル以下の分</td> <td>95円</td> </tr> <tr> <td>300立方メートルを超える分</td> <td>180円</td> </tr> <tr> <td>臨時用</td> <td></td> <td>285円</td> </tr> </tbody> </table>	メーターの口径	基本料金の額（1月につき）	13ミリメートル	850円	20ミリメートル	900円	25ミリメートル	1,100円	30ミリメートル	1,700円	40ミリメートル	2,700円	50ミリメートル	5,300円	75ミリメートル	10,600円	100ミリメートル	18,000円	用途区分	給水量	従量料金の額（1立方メートルにつき）	一般用	10立方メートル以下の分	95円	10立方メートルを超え20立方メートル以下の分	180円	20立方メートルを超え30立方メートル以下の分	205円	30立方メートルを超え50立方メートル以下の分	220円	50立方メートルを超える分	235円	浴場営業用	300立方メートル以下の分	95円	300立方メートルを超える分	180円	臨時用		285円
メーターの口径	基本料金の額（1月につき）																																																																																										
13ミリメートル	1,000円																																																																																										
20ミリメートル	1,050円																																																																																										
25ミリメートル	1,350円																																																																																										
30ミリメートル	2,300円																																																																																										
40ミリメートル	3,400円																																																																																										
50ミリメートル	6,300円																																																																																										
75ミリメートル	12,100円																																																																																										
100ミリメートル	22,000円																																																																																										
用途区分	給水量	従量料金の額（1立方メートルにつき）																																																																																									
一般用	10立方メートル以下の分	100円																																																																																									
	10立方メートルを超え20立方メートル以下の分	200円																																																																																									
	20立方メートルを超え30立方メートル以下の分	230円																																																																																									
	30立方メートルを超え50立方メートル以下の分	250円																																																																																									
	50立方メートルを超える分	260円																																																																																									
浴場営業用	300立方メートル以下の分	100円																																																																																									
	300立方メートルを超える分	200円																																																																																									
臨時用		320円																																																																																									
給水管の分岐口径	分岐負担金																																																																																										
20ミリメートル以下	39,091円																																																																																										
25ミリメートル	66,364円																																																																																										
30ミリメートル	105,455円																																																																																										
40ミリメートル	219,091円																																																																																										
メーターの口径	基本料金の額（1月につき）																																																																																										
13ミリメートル	850円																																																																																										
20ミリメートル	900円																																																																																										
25ミリメートル	1,100円																																																																																										
30ミリメートル	1,700円																																																																																										
40ミリメートル	2,700円																																																																																										
50ミリメートル	5,300円																																																																																										
75ミリメートル	10,600円																																																																																										
100ミリメートル	18,000円																																																																																										
用途区分	給水量	従量料金の額（1立方メートルにつき）																																																																																									
一般用	10立方メートル以下の分	95円																																																																																									
	10立方メートルを超え20立方メートル以下の分	180円																																																																																									
	20立方メートルを超え30立方メートル以下の分	205円																																																																																									
	30立方メートルを超え50立方メートル以下の分	220円																																																																																									
	50立方メートルを超える分	235円																																																																																									
浴場営業用	300立方メートル以下の分	95円																																																																																									
	300立方メートルを超える分	180円																																																																																									
臨時用		285円																																																																																									

奥州市水道事業料金条例新旧対照表

改正後		現 行
50ミリメートル	382,728円	
75ミリメートル	1,064,546円	
100ミリメートル	2,187,273円	
150ミリメートル	6,027,273円	
150ミリメートルを超えるもの	市長が定める額	
<p>(2) 増径の場合 既設の給水管の分岐口径と増径後の給水管の分岐口径にそれぞれ対応する前号の表に掲げる分岐負担金の額の差額に相当する額</p> <p>3 分岐負担金は、給水条例第4条第1項の規定による承認と同時に納入通知書により納入しなければならない。</p> <p>4 既納の分岐負担金は、還付しない。ただし、市長が特別な理由があると認めた場合は、この限りでない。</p> <p>(料金等の減免)</p> <p>第13条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例の規定により納付すべき料金、手数料又は分岐負担金を減額し、又は免除することができる。</p> <p>第14条～第16条 略</p>		<p>(料金等の減免)</p> <p>第12条 市長は、公益上その他特別の理由があると認めるときは、この条例の規定により納付すべき料金又は手数料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>第13条～第15条 略</p>

江刺ターミナルプラザ条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>(開館時間)</p> <p>第5条 ターミナルプラザの開館時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 午前7時から午後6時まで</p> <p>(2) 前号に掲げる日以外の日 午前7時から午後7時30分まで</p>	<p>(開館時間)</p> <p>第5条 ターミナルプラザの開館時間は、次のとおりとする。ただし、市長が必要と認めるときは、これを変更することができる。</p> <p>(1) 日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 午前7時から午後7時30分まで</p> <p>(2) 前号に掲げる日以外の日 午前7時から午後9時まで</p>

奥州市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正後	現 行
<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第10項の規定による公示がされたものに限る。） 次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第36条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前款（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。</p>	<p>(特定教育・保育の取扱方針)</p> <p>第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 認定こども園（認定こども園法第3条第1項又は第3項の認定を受けた施設及び同条第11項の規定による公示がされたものに限る。） 次号及び第4号に掲げる事項</p> <p>(3)・(4) 略</p> <p>2 略</p> <p>(特別利用教育の基準)</p> <p>第36条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前款（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子ども」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」とあるのは「同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」と、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」とあるのは「同条第1号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）」と、同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども」とあるのは「教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を除く。）」とする。</p>